

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

平成 年 月 日

呉市長 殿

申請者 〒 呉市中央4丁目1番6号
 住 所 呉産廃処理 株式会社
 氏 名 代表取締役 産廃 太郎



（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
 電話番号（0823）- 12 - 3456

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）	別紙「産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲を記載した書類」のとおり
事務所及び事業場の所在地	事務所 電話番号 0823-12-3456 広島県呉市中央4丁目1番6号
	事業場 電話番号 0823-25-3302 広島県呉市中央10丁目1番1号
事業の用に供する施設の種類及び数量	車両 4台 運搬容器 20個（フレキシブルコンテナ） 駐車施設 1施設 積み替え保管施設 1施設
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	場所 呉市中央10丁目1001番1 外3筆 （住居表示 呉市中央10丁目1番1号） 面積 200㎡ 産業廃棄物の種類 がれき類 保管上限 トン 積み上げ高さ 2.5m
事務処理欄	（空欄）

（日本工業規格 A 列 4 番）

(第2面)

既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号	都道府県・市区名	許可番号
	広島県	3400990001
	広島市	同時申請中

申請者(個人である場合)		許可を取得している全ての都道府県・政令市を記載する。(書ききれない場合は別紙添付とする。) また、許可申請中である場合は、「同時申請中」と記載してください。	籍所
(ふりがな) 氏名	生 年		
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称	住 所		
くれさんばいしより かぶしがいいしゃ 呉産廃処理 株式会社	広島県呉市中央4丁目1番6号		

法定代理人(申請者が法第14条第3項第2号八に規定する未成年者である場合)		
(ふりがな) 氏名	生 年 月 日	本 籍 住 所
ここには、法人の取締役や監査役の他、相談役や顧問などの肩書きを有する人間や執行役員など、取締役と同等以上の支配力を有する者全員を記載して下さい。		

法第14条第3項第2号二に規定する役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生 年 月 日	本 籍 住 所
さんばい たろう 産廃 太郎	昭和14年4月1日 代表取締役, 株主	広島県呉市中央4丁目1000番地 広島県呉市中央4丁目1番6号
さんばい じろう 産廃 次郎	昭和15年4月1日 取締役	広島県呉市中央4丁目1000番地 広島県呉市中央4丁目1番6号
さんばい はなこ 産廃 花子	昭和16年4月1日 取締役	広島県呉市中央3丁目1000番地 広島県呉市中央3丁目10番1号
さんばい いちろう 産廃 一郎	昭和17年4月1日 監査役	広島県呉市中央3丁目1000番地 広島県呉市中央3丁目10番1号
さんばい さぶろう 産廃 三郎	昭和10年4月1日 相談役	広島県呉市中央3丁目1000番地 広島県呉市中央3丁目10番1号
さんばい ごろう 産廃 五郎	大正12年4月1日 顧問, 株主	広島県呉市中央4丁目1000番地 広島県呉市中央4丁目1番6号

氏名、住所、本籍地は、住民票等の記載のとおりに記載するよう注意してください。

- 氏名の使用の文字は略字を用いない。
- 住居表示等をハイフン(-)などで省略しない。
- 漢数字記載のものを洋数字に変更しない。

など

(第3面)

発行済み株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済み株式の総数	500 株		出資の額	5,000,000 円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額 割合	本 住	籍 所
さんばい たるう 産 廃 太 郎	昭和14年4月1日	300株 60%	広島県呉市中央4丁目1000番地 広島県呉市中央4丁目1番6号	
さんばい ころう 産 廃 五 郎	大正12年4月1日	200株 40%	広島県呉市中央4丁目1000番地 広島県呉市中央4丁目1番6号	

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 姓 名・呼称	本 住	籍 所
該 当 者 な し	<p>使用人の定義については、添付書類の「申請者が法第14条第3項2号に該当しない旨を記載した書類」にあるのでそれを参照して下さい。</p> <p>該当する者がいる場合は、別途添付書類の追加が必要となるので注意して下さい。</p> <p>該当する者がいない場合は「該当者なし」と記載してください。</p>		

備考

- 欄は記入しないこと
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

手数料欄